

・本方針の「2. 海外渡航について」の取り扱いを修正します。また、帰国後の待機期間を、厚生労働省が定める「水際対策に係る新たな措置について」に示す期間とします。

令和4年6月1日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長

徳島大学長

河村保彦

新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の基本方針の更新について(通知)

オミクロン株が主流である間、標記の基本方針を下記のとおり更新します。

ワクチン接種者も含めて、体調管理及びマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用、手指消毒、三密回避といった基本的な感染対策を徹底し、皆様の一層のご協力をお願いします。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間　当面の間

1. イベント等(オンライン等の参集を必要としないものを除く。)の開催及び参加について

イベント等の開催及び参加に関しては、密閉空間、密集場所、密接場面では、クラスター（集団）感染発生リスクが高いため、感染防止策を徹底するとともに、全国的な移動を伴うものには特段の注意をはらってください。

① 徳島大学主催のイベント等の開催について

BCPレベル2以上では、オンラインやオンデマンド配信での開催を推奨します。

参集して開催する場合は、屋内最大1,000人かつ収容率50%以内、屋外最大1,000人かつ人ととの十分な間隔（できれば2m）を確保すること。BCPレベル3以上では、打合せ等を除き、原則として参集しての開催は禁止します。

BCPレベルにかかわらず、まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）からの参加を含むイベント（打合せ等も含む。）は、中止又は自粛を求めます。

ただし、打合せその他業務上必要な学外者の来学については、陰性の検査結果が確認※できれば来学可能とします。

※ PCR検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内、抗原定性検査結果の有効期限は、検査日より1日以内

やむを得ない事情でこれにより難いときは、必要理由及び感染拡大防止策等を記載した理由書（様式任意）を、事前に危機対策本部長（学長）宛に提出し、承認を得てください。（送付先：総務部総務課）

- ② 本学以外の主催イベント等への参加について
適切な感染対策が講じられていないイベントは、参加を控えてください。

2. 海外渡航について

出張・研修による海外渡航は原則禁止とし、私事渡航については自粛を求めます。

ただし、以下に該当し、やむを得ない事情で海外へ出張・研修をしなければならない場合は、事前に渡航先、渡航期間、渡航目的、新型コロナワクチン接種を証明する書類、渡航先の受入承認を証明する書類等を危機対策本部長（学長）宛に提出し、承認を得ることとします。（提出先：総務部総務課）

1. 所属する部局長等が承認したものであること。
2. 外務省海外安全ホームページにおける感染症危険情報が、レベル3以下の国、地域への渡航及び滞在であること。
3. 厚生労働省が承認した新型コロナウイルスワクチンを適正な回数、間隔で接種していること。
4. 渡航先の受入承認がされているもの。

また、私事渡航は、事前に届出（様式任意）を危機対策本部長（学長）宛に提出することとします。（提出先：総務部総務課）

なお、海外からの帰国後は、滞在国に応じて、検疫所が指定する宿泊施設又は自宅等で、入国した次の日から厚生労働省が定める「水際対策に係る新たな措置について」に示す期間は待機してください。

- 厚生労働省 水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3. 国内の出張・研修及び私的旅行について

出張・研修及び私的旅行とともに、県をまたぐ移動をする場合には、訪問先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への旅行を見合わせる、など、感染リスクに応じた対策をしてください。

指定区域等への出張・研修は原則として禁止します。また、指定区域等への**私的旅行は自粛**を求めます。

やむを得ない事情で指定区域等へ出張・研修しなければならない場合は、地域名、用務先、期間、理由（様式任意）を、事前に危機対策本部長（学長）宛に提出し、承認を得ることとします。（送付先：総務部総務課）

指定区域等へ移動した場合は、**帰宅の翌日から起算して7日間は、マスク着用、手指消毒、三密の回避等の基本的な感染対策に加えて、次の感染対策**を求めます。

- ① 検温など自身で健康状態を確認する。
- ② ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問を控える。
- ③ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控える。

ハイリスク者：高齢者や基礎疾患有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方
ハイリスク施設：ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児施設や医療機関

ただし、病院に勤務する教職員は、病院が定める対応に従ってください。

4. 授業等について

B C P 「学生の教育・研究活動」等に基づき、授業実施・学生生活及び課外活動について等の通知によってください。

5. 留意点

- ① この基本方針は、全学共通の最低限の措置です。学部等でそれぞれの事情に応じた対策を定めている場合は、その通知に従ってください。
- ② 体調不良等がある場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する就業措置フロー」によってください。発熱等のある場合は出勤しないでください。(自宅待機又は就業禁止(どちらも有給)となります。)
- ③ 3つの密（密閉、密集、密接）を回避し、検温等による健康管理に努めてください。
- ④ 不織布マスクの着用を推奨します。
- ⑤ 5人以上（家族以外）の会食及び歌唱を伴う飲食等については、自粛を求めます。ただし、次に掲げる場合の会食の自粛要請は解除します。
 - ・自治体から飲食店への時短要請及び酒類提供の規制が行われていない場合
- ⑥ 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。
- ⑦ 自らの行動記録を把握するとともに、新型コロナウイルスの感染者との接触の可能性について確認するアプリ等を積極的に活用してください。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
 - ・とくしまコロナお知らせシステム（徳島県）
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansencho/5038390/>
- ⑧ 次に該当する場合は、速やかに下記まで連絡願います。
 - ① 感染が判明したとき
 - ② 同居家族の感染が判明したとき（濃厚接触者）
 - ③ 保健所から濃厚接触者になったとの連絡があったとき
 - ④ 濃厚接触の可能性が高いと自身で判断したとき

・教職員の連絡先

各部局総務担当係

・学生の連絡先

（常三島キャンパス）

総合科学部・創成科学研究科 学務係 088-656-7108

理工学部・創成科学研究科 学務係 088-656-7315

生物資源産業学部・創成科学研究科 学務係 088-656-8021

（蔵本キャンパス）

医学部医学科・医科栄養学科・医学研究科・医科栄養学研究科 学生係 088-633-7982

医学部保健学科・保健科学研究科 学生係 088-633-7030

歯学部・口腔科学研究科 学務係 088-633-7310

薬学部・薬学研究科 学務係 088-633-7247

6. その他

国内における発生状況は、以下のホームページを参照ください。

厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(参考) 感染拡大防止特設サイト（内閣官房）

変異株に対応するための感染対策／飲食の場面・職場におけるコロナ対策／感染リスクが高まる「5つの場面」
/いつでもマスク、など

<https://corona.go.jp/proposal/>

[この方針に関する問合せ先]

総務部総務課

TEL : 088-656-7005, 7006

（内線：新蔵 81-7005, 7006）

E-mail : soumukachou@tokushima-u.ac.jp

soumuhosa@tokushima-u.ac.jp